

発言表（厚生労働委員会）

白石洋一君（立国社）

加藤厚生労働大臣

遠山財務副大臣

政府参考人 厚生労働省 日原 大臣官房年金管理審議官

政府参考人 厚生労働省 高橋 年金局長

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○盛山委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立国社の白石洋一です。

新型コロナウイルスの影響で倒産が出てきております。一つの私の身近な先行例を例にとつて、これからたくさん倒産が出てくる、それに備えてほしいという趣旨の質問から入らせていただきます。

お手元の配付資料にありますけれども、私の地元は、四国中央市、紙の町で、紙だけじゃなくて、不織布を使った製品、衛生製品、医療にも使われる、そういう紙の町であります。

そこで、加工機メーカー、つまり、例えば、マスク、今本当に必要とされているマスクをつくる機械をつくっている、マスクそのものじゃなくて、マスクをつくる機械をつくっている会社が倒産したということが報じられました。これは、四月の七日に会社再生法を申請ということですが、しかし、今、もうマスクが欲しくて欲しくてしょうがないです。

厚生労働省のマスク班に聞いたところ、調達は

しているけれども、それを、調達先の生産をお願いするんじゃないかと、とにかくずっと当たって、調達できる場所を探して、それを優先的に納入しないといけないところに配っているんだという話です。それでいいたら、結局マスクの奪い合いになって、政府が調達したことによって一般のところは少なくなるということがあります。

ですから、やはり、政府のやり方としては、生産を助けるということをやっていかないと、生産

と、ところが、これは民事再生ということで、でも、この民事再生というのはどうしてかというところ、やはり、コロナの影響で、中国の感染が先行したことによって中国との取引が停滞して、そのことによって資金繰りがつかなくなって、赤残発生ということですね。それで民事再生になってしまったということですね。これは下のところのメーカーにありますが、海外の顧客が云々と、そして入金がおくられて、それで倒産しているわけです。

これは一つの先行例です。これからたくさんこういう事例が出てくるんじゃないか、これに備えてほしいんです。

じゃ、今の政府の体制はどうかというと、配付資料の次のページですね、日本公庫が、生活衛生

新型コロナウイルス感染症特別貸付というのがありますよ。まさにこの生活衛生にかかわることですから、これはぴったり合います。しかし、ここに融資の申込みをしたら、民事再生企業は対象では、ですからお断りしますと、これだけだっ

たそうです。がちやんですね。こんなことではないのか。

融資対象のところを見たら、一度破綻した企業も可能ですとは書かれていない、こういうことになっています。しかし、これから新型コロナウイルスの影響を受けて、こういった会社はたくさん出てくると思います。それを全部打ち切ってしまうか、

今、事業者というのはどういふふうにかと、事業者というのはどういふふうにかと、行くと、行く行くは持続化給付金というのが給付されるけれども、かなり先の話だろうし、金額も持続化にはほど遠い。じゃ、まず融資だ。融資も時間がかかってしまっている。一カ月とかは覚悟しないといけない。ましてや、こういう民事再生になってしまったら、もうそれで窓口でシャットダウンということですね。

この現状について、せっかくお忙しいところ来ていただいた財務副大臣、どのように見えていらっしゃいますでしょうか。

○遠山副大臣 白石委員にお答えをしたいと思います。

まず、ちよつと一般論で恐縮でございますが、財務省始め政府といたしましては、事業の再建を図る方を含めて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者への資金繰り支援は、これは大変重要であるというふうな認識をしております。

委員御承知のとおり、前年度、令和元年度の補正予算あるいは予備費を使った第一弾、第二弾の対応策でも既に資金繰り支援を始めています。

ございますが、来週国会に提出予定の今年度の補正予算でも、今委員が言及されました持続化給付金を含めまして、更に資金繰り支援を拡充をしていくというのが政府の大方針でございます。

先生がお配りになった企業、個別企業ですの具体的なコメントは避けたいと思いますが、この企業については民事再生法の適用を申請しているということでございますので、その場合は民事再生法に基づいた再生計画の認可を受けるといったことがまず大事になってくるかと思えます。そういう再生計画の認可を受けた企業等、企業の再建を図りたいという方々につきましては、日本政策金融公庫の企業再建資金でありますとか、あるいは事業再生支援基金といったスキームによりまして支援をさせていただいているということでございます。

よって、残念ながら、先生がお配りになった資料にあります生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付制度、これは、実は、民事再生を申請している企業向けということではなくて、まさに、このタイトルにありますとおり、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けた方々に対する特別貸付制度なのですが、民事再生を申請している企業につきましては、今私が答弁で申し上げましたように、事業再生支援基金とか企業再建資金といった制度を使つての資金繰り支援というのを要望していただくのが適切かというふうに思っております。

ちなみに、時間もありませんのでそんな詳しく申し上げませんが、企業再建資金、これは日本政策

金融公庫国民事業部が扱っておりますけれども、融資限度額が七千二百万円、うち運転資金四千八百万円ということで、いろいろ要件はホームページ等に書いてありますけれども、それに当たればこれを受けられる。

また、事業再生支援資金というスキームもございますけれども、これは再生計画の認可決定を受ける前の方もやや対象なんです、一番いいのは、再生計画を出していただいて、それを認可決定いただいて、それに基づいて私的整理のガイドラインに沿って私的整理をしながら、どうやって企業を再建していくか、いろいろな企業再建の選択肢というのはあると思うんですけども、この場合は公庫の中小企業事業部が担当しております、こういったスキームを使つていただくのが適切なのではないかと思つてるところでございます。

なお、先生御言及のこの特別貸付制度は、生活衛生関係の事業者が対象でございます、私も勉強させていただいて対象事業者の業種を見ましたけれども、先生御指摘の企業は加工機メーカーということになっておりますので、そもそも生活衛生関連事業者に入っていないんですね。入っているのは飲食店とか、食肉とか、美容容とか、旅館公衆浴場、クリーニング等々が対象になっておりまして、残念ながら加工機メーカー自体が対象業種に入っていないということもございますので、いづれにしても、繰り返しになります、民事再生を申請している企業が使えるスキームで公庫の方に御相談いただくのが適切かと考えているところでございます。

○白石委員　ちょっと幾つか質問させていただき

ます。再生計画をつくるというのが非常に大変で、これをつくる際に政府機関はどういうふうな取組をしているのか。

中小企業庁が出した新型コロナで苦しんでいる事業者の方々へということで、専門家による経営アドバイスというのがあって、そのアドバイスというのは銀行からも受けられます。政府系金融機関も、メイン銀行のように、中に入り込んで事業者と一緒に債権者との交渉を手伝いながら再生計画をつくっていくことは可能というふう

に聞いているんですけども、この再生計画をつくるというところに入つて、今は平時ではありませんが、非常に大事な企業と見る場合はそれをやつていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○遠山副大臣　一言で言うと、先生おっしゃるとおりだと思つております。

民事再生をして事業再生するケースというのも、個別の企業でさまざまなケースがあるのかというふうに思いますけれども、先生御指摘のように、その企業の主な取引銀行であるいわゆるメインバンク、先生も銀行御出身でいらっしゃると思いますのでよく御存じだと思いますが、そのメインバンクが主導して事業再生の計画を立てていくということがあろうかと思つた、また、言及になられた中小企業庁のもとに中小機構という独立行政法人がございまして、そこには専門のアドバイザーがいるというふうには私は理解しております。

が、もちろん、財務省所管の公庫におきましても、適切な形でアドバースするということはできるかと思えます。

先生御指摘のように、新型コロナウイルスの影響で資金繰りが悪化して倒産しかかっているという企業が、私の事務所に来る連絡だけを見ても、毎日急増しているというのが実態だというふうに思えます。

ですので、新型コロナウイルスの影響を受けて急速に業績が悪化している企業を助けるための今政府が行っているさまざまな新たなスキームを使いながら、例えば、今先生が御指摘のところは民事再生を申請しているわけですので、その民事再生を申請した企業向けのスキームだとか、あるいは、財務省所管ではありませんけれども、中小企業庁所管のそういった助言機能なんかもフル活用して、政府全体として支援を強化していくことは私は極めて大事だというふうに思いますので、委員の御指摘を真摯に受けとめて、現場にもそういった姿勢で対処するように私も督促をしていきたい、このように思っております。

○白石委員 前向きな御答弁をありがとうございます。

でも、政府系金融機関もリソースが限られていますから、じゃ、どこから手をつけるかという問題もあると思います。その中で、やはり今は二つあると思います。一つは、エッセンシャルワーカーと言われる、つまり、感染のリスクを背負いながらも、医療とか介護、福祉、それから流通、物流、こういった

ところをやっている、でも、たまたま何かの拍子に倒産してしまった、こういった業種を助けるべきだ。それともう一つは、終息そのものに向けて頑張っている業種、それは、マスク製造とか、ガウン、消毒液、そして人工呼吸器や人工肺の機器をつくるといったところに関連するところ、こういったところは優先度が高いですから、政府系金融機関はリソースが限られている中でどこを優先するかというと、助言機能や、あるいは、申請が来たなら、それに対して列を早目にしてあげるとか、こういったことでやるのが国民全体のことを、非常時ですから、来た順というんじゃないくて、そこを先にやっていただきたいという思いなんですけれども、副大臣、いかがでしょうか。

○遠山副大臣 お答え申し上げます。

委員のおっしゃりたい御主張というのは私なりに理解をしております。

今、これは厚労大臣がよく御答弁されていると思いますが、さまざまな医療物資が不足をしているという問題でございますとか、あるいはクラスターが起きやすいような場所で手厚い支援をしていくべきだとか、いろいろな主張がメディアでもされておりますし、専門家からありますし、政府内でも議論しているところでございます。

ただ、私も財務省が所管している公庫の立場といたしましては、特定の業種だけを過度に優先的に特別に扱うということがいいのかどうかという点については、やはり公平性という観点に配慮しながら業務をやっていく必要があるのかというふうに思っております。

先生のおっしゃる意味はわかります。医療とか介護とか福祉とか、それは大事な分野であり、そこにエッセンシャルワーカーがおられるというのは事実でございますが、他方で、じゃ、飲食とか、あるいは宿泊関係とか、最近では、建設とか土木も中国からのサプライチェーンとかバリューチェーンが寸断をされた影響で全てとまってしまっている、それで急速に資金繰りが悪化しているというところも公庫に相談に来ているわけでございまして、先生の趣旨はそういったところをないがしろにしると言っているわけではないと思えますけれども、やはり、受け付けの順番でありますとか申請を、それぞれ、業種にかかわらず公平公正に審査をして、必要な融資を迅速に実行していくという姿勢をやはり保っていくことが大事だというふうに思っております。

その上で、先生御指摘の、人の命にかかわる大切な分野についてどういう形で優先的に対応していくかということは、不断に政府内で検討していかなければならないと考えておりますので、先生の御指摘を受けとめて、私どもとしてできることをやっていきたい、このように思います。

○白石委員 ありがとうございます。

副大臣、最後になると思いますが、コロナの関係で破綻企業になったとしても融資が受けられる制度はある、再生資金とか再建資金とか、これもぜひリーフレットの中に入れて目につくようにしていただきたいというのと、それと、副大臣がおっしゃったとおり、今はいろいろな業種に広がってきております。この加工機メーカーだけじゃな

くて、いろいろな業種、もう影響を受けないところはないと言っている。いいぐらいになってきている。

でありますから、この特別貸付けの対象も、生活衛生に限らず、もっと広く、そして広い分野が対象ですよということを発信していただいて、それを、相談に来たら、私どももそのリーフレットをコピーして渡せる、今ですから、送れるようになるわけですから、そこをお願いしたいと思いません。最後にお願います。

○遠山副大臣 委員にお答えをいたしたいと思いません。

目につくようにというのは、いわゆる周知徹底だと思っております。これは私も委員に大変共感を強く持つところでございます。

というのは、実は、昨日なんですけれども、私の地元の一つである宮崎県延岡市のある事業者さんから相談の電話がありまして、私、直接相談に乗らせていただきました。一言で言うと、既往債務、今まで中小公庫とか民間銀行からの借金が、債務が自分はあるということ前提に、今回の新型コロナウイルスを受けた新しい貸付制度を使いたいという申入れをしたら、詳しい相談内容を聞く前に門前払いされたということで、話も聞いてくれなかったということがあります。

もちろん、政府が用意しているスキームもいろいろございますので、スキームによっては、既往債務、過去の借金が多いとなかなか審査で厳しい結果が出るということは事実でございますが、門前払いして話も聞かないという姿勢はどうなのかということをおも個人的に感じた次第でございます。

す。

そういう意味で申し上げれば、公庫の最前線も今やや伸び切っておりまして、スタッフの皆さんも大変な心労を抱えながらの職務の遂行になっていることも理解をしながら、やはり今困っている事業者さんに誠心誠意対応できるように周知徹底を図っていく。また、既往の債務、過去の借金があっても借りられる場合があるということも現場ですっかり周知徹底をしていくことが大事だというふうに思っております。

なお、先生の質問の後段の部分の対象をもっと広くということでございますが、やや繰り返しになりますけれども、先ほど先生が言及された仕組みは、これは生活衛生関係の事業者だけを対象にした特別貸付制度ですので、対象業種が限定されておりませんが、今、民間金融機関に担っていたらいている、都道府県も関与している例えばセーフティーネット保証四号、五号というのはそんなに業種を絞っていないわけでございますし、公庫において扱っている貸付事業のスキームの中にも、業種をほとんど絞らずに、限定せずに行っているものがございますので、そういった使えるものもしっかりと見定めていただいて使っていただくということが大事かというふうに思っておりますので、ぜひ、先生におかれましては、地元で周知徹底をしていただきたいと思います。

○白石委員 ありがとうございます。

銀行におった身でもありません。それは、やはり、紙に書かれているルールだけじゃなくて、貸出態

度というのは、やはりそういう副大臣のメッセージによって変わっていくものですから、その点、公庫あるいは政府系貸付機関への周知もよろしくお願います。これで副大臣への質問は終わりますので、委員長、もう御退席して結構です。

次に、年金についてお伺いします。  
今回の年金法の改正によって、政府の説明資料によっては、被用者保険適用拡大により、マクロ経済スライドが、調整年度は、基礎年金のところ、つまり一階部分のところであれば一年程度短縮されるといふふうに書かれています。

これは一つの前進ではあると思えますけれども、私から言わせれば、三十年の中でたった一年かという思いなんです。これを、少なくとも、二階部分、報酬比例の十年弱程度にする、つまり、一年と言わず二十年短縮する、あるいは、もうこれ以上減らすなという意味合いから三十年にするという趣旨から、二つ目のテーマの質問をさせていただきます。

一つ目は、基礎年金のマクロ経済スライドがかかる期間というのは、財政検証によって計算するに三十年近くなのに、二階部分の報酬比例部分は十年以下なのはそもそもなぜですか。基本的な質問です。

○高橋政府参考人 現在の公的年金制度の財政フレームを導入いたしました二〇〇四年、平成十六年の改正の際は、マクロ経済スライドの調整を継続的に行っていくことによりまして、保険料の収入と給付が一階部分、二階部分ともに二十年でバランスがとれる、当初の想定では同時の予定だっ

たわけでございます。しかしながら、その後、デフレが続きました、マクロ経済スライドが発動しなかったことによりまして、当初の想定よりもおくれることとなったわけでございます。

さらに、二階部分の報酬比例年金は賃金に連動しておりますので、現時点での賃金の低下は将来の報酬比例年金の調整に結びつくということで財政のバランスが図られるわけでございますけれども、一階部分の基礎年金につきましては定額でございます。また、保険料は賃金の低下幅に合わせて低下するんですけれども、当時の年金額のスライドルールによりまして、物価よりも賃金が低下した場合に、年金額の調整額が賃金の低下幅よりも小さくなる、賃金が下がって収入減が起きててもこれに対応した給付の調整が生じないということでありまして、国民年金財政の悪化が進んだ。

そういうことで、賃金上昇率が物価上昇率を下回ったことによる財政影響を一階部分がより強く受けたために、基礎年金部分につきまして、調整期間がより長くなり、また水準が低下する。そうしますと、二階部分は、反対に、財源に余裕が生じますので、調整期間が短縮する、こういったことでずれが生じているものでございます。

○白石委員 要約すると、名目の物価上昇率と名目の賃金上昇率があつて、このところずっと名目の物価上昇率の方が名目賃金上昇率よりも高かった、このことよって、調整がよくきく二階部分に対して、調整がきかない一階部分はそのままだなつたから、そのツケを将来世代に負わせる形で調整期間が長くなつたことだと思ひます。

れども、これでいいですよ。

これは一時的なことかといつたら、違ふと思うんです。ずっとこれから賃金上昇率というのは低いまま、物価に比べて相対的にも低いままの時代になつてきていると思うんです。

それはどうしてかというところ、高齢者が働くところで給料をもらう、これは賃金は上がりませんよ。パートの方も雇用されてきている、賃金は上がりません。本当にこれでいいのか。私は、むしろ、今回の改正によって三十年が二十九年になつてもまた次回の財政検証のときには長くなつてしまふというふうに思うわけです。ですから、この部分を根本的に手を打つ必要があると思うんです。一つの方法論としては、同期間になるように保険料の振り分け方を変えるべきじゃないか。それは、お手元の資料の三ページ目でフローのイメージ図をつくりました。これは、参考にさせてもらった中嶋邦夫先生の絵をもうちょっと直近のものにしたんですけれども、これでいうと、国民年金財政と厚生・共済年金財政という二つあつて、これは別々会計にしている。宮本委員がおっしゃっているのは、これを同じ会計にすべきということも提言されています。これも選択肢の一つとして考えていただきたいんですけれども、これを、資金移動するというところもあるでしょうし、でも、やはり、資金移動することになつたら、厚生年金の加入者の方から抗議が来るかもしれせん。

今は、国庫負担というのが基礎年金の二分の一、年間十三兆円程度を負担しております。これで見

ると、十三兆九千億負担しております。これは毎年のものですけれども、ワンタイムで、調整期間を基礎年金についてもっと短くするように、国庫負担金を一時金として国民年金財政に入れたらいかがでしょうか。

○高橋政府参考人 基礎年金調整のための拠出金の仕組みでございますけれども、基礎年金制度をつくりましたときに、ひとしく支える、国民年金、それから厚生年金、それぞれの被保険者の頭割りで、平等な拠出金単価で基礎年金拠出金、毎年の必要な給付に対するものを拠出する、分かち合う、この仕組みをつくりました。その際に、国庫負担、今は国庫負担は二分の一ですけれども、国民年金財政、厚生年金財政、それぞれから出す拠出金に対して、同じようにひとしく二分の一の国庫負担というのが今かけられております。

そういう意味で、ひとしく拠出する、ひとしく同じように国庫負担二分の一を拠出金につけるというのが今のルールでございます。それを、先生御指摘いただいたように、国庫負担を縦横に動かせるかという点につきましては、財政をそもそも統合したらどうかという議論と同じく、さまざまな議論が各方面にあると考えてございます。

そういう意味で、まずは被用者保険の適用拡大などを進めながら、そのほかに、所得再分配機能を有する基礎年金を、将来にわたつてこの機能を維持していくためにどういったことができるか、更にもういった方策が可能かにつきまして、今後の研究課題として研究してまいりたいと思ひます。

また、先ほど、これまでずれてしまったようなメカニズムがまた続くのではないかという点につきましては、年金額改定のルールを先般見直ししましたので、更に進むということはないということでございます。

○白石委員 最後のところをもう一度、更に進むということはないというのは、ちよつともう少し詳しくおっしゃっていただけますか。

○高橋政府参考人 先ほど、ずれてしまった理由のところ、二階の部分は賃金が減れば給付も減る、一階の部分は定額の年金制度なものですから、あとは年金額改定のルールと保険料の改定ルールに違いがあるといったところで生じているということがございますけれども、それにつきましては、直近の年金制度改正で賃金スライドを、賃金が下がったとき、物価よりも賃金が負けたときには、賃金の負担能力に合わせた、賃金に合わせた年金額改定を徹底するというような改正がされてきて、そのところ、対応策がとられたところでございます。

○白石委員 わかりました。

いずれにせよ、基礎年金のところは、物価賃金スライドによって下がるのか、それともマクロ調整スライドで下がるのか、どちらにしろ下がるわけであるということは確認できました。

それで、先ほど局長がおっしゃった頭割りのところ、振り分け方は頭割りだと。頭割りでも私はいいかな。つまり、頭割りというのは国民年金の方に有利に働きますので、頭割りでいいかな。更にまた国民年金に有利な割り方をするというのは

異論が出てくる。どうしても、年金財政の中だけで考えようとすると、じゃ、厚生年金、共済年金で払ってきた保険者の方は、俺たちはどうなるんだという話になりますから、やはり、この問題を解決するのは、ワンタイムでいいから、外から国庫負担金を入れる。

あらあら計算して、私が計算して、大体四、五兆ぐらいじゃないかなと思うんですね。というのは、基礎年金の給付金というのは年間二十四兆円で、その1%の二十年程度ですから、四、五兆円で基礎年金というのは調整期間というのが十年程度、二階部分と同じになる。

これは、ぜひ計算していただいて、年金局の方でオプションとして計算していただいて、正確な数字を出していただきたいんです。財政検証するまでは外に出しませんという態度ではなくて、適宜適切に計算して、それを公にするという態度に改めていただきたいということもここで指摘させていただきます。

次の質問ですけれども、もう一つは、今マクロ調整スライドというのを計算する際の前提は、百年後に一年分の給付金額を残すということをやっていますけれども、これを残さなくていいんじゃないかな、どうして残すんですか。残さないでやれば、大体、今でいったら、給付金額というのは六十兆円に近い金額、五十五兆円ですから、これを給付の方に回せる。カウント、計算ができるということによって、マクロ経済スライドによる調整期間というのは短縮できるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高橋政府参考人 二〇〇四年の、平成十六年改正時のフレームにおきまして、積立金の活用、おむね百年間の財政均衡期間の終了時に一年分を残して活用する、こういった整理をさせていただきます。最終時の積立金の水準というのはいろいろ考え方があり得るわけでありまして、一年分というのは、当時決めた整理でございます。

仮に、この一年分よりもより小さなものにするというふうにした場合にどうなるかでございますけれども、その分、財政均衡期間におきまして給付に使える財源は確かに若干増加いたしますので、マクロ経済スライド調整期間の短縮には若干は寄与すると考えられますけれども、一年分の財源の一部を、マクロ経済スライドの調整終了後の数年間、例えば、今、ケースⅢですと、二〇四七年に調整終了、そこから、均衡期間終了は二一五年分ですので、大体六、七十年あるわけですね。一年分の財源を六、七十年で使うというようなイメージでございますので、結局、給付水準に与える影響というのは極めて限定的なものになるかと考えてございます。

○白石委員 局長、その感覚的な極めて限定的じゃないかと、計算していただけませんか。さきの国庫負担一時金で基礎年金が報酬比例と同じ調整期間になるための金額と、それから、最後の百年後の一年分の給付を残さないでいた場合の短縮期間、これを計算していただけませんか。

○高橋政府参考人 今回の法律の検討規定では、この所得再分配機能の強化のためにどういったことができるかを検討していくといった検討規定も

入れてございます。

さまざまなことを検討していく中で、先生御指摘いただいたようなことを含めて、いろいろな検討あるいは試算をしてみたいと考えてございます。

○白石委員 ぜひ検討してください。

次の質問です。

四月十四日の本会議の総理答弁で、これは、質問の内容は、マクロ調整スライドで三割減るんじゃないか、それは停止すべきだという質問に対して、総理の答弁として、基礎年金額は、物価上昇分を割り戻した実質価格で見るとおおむね横ばいとなっており、年金受給者の購買力や実質的な生活水準が三割低下するわけではありませんというふうに答えました。これはちよつと煙に巻くような答弁の仕方だと思ふんですね。

やはり、私は、マクロ経済スライドなかりせばの金額と、きかせた金額では、三十年後、三割の違いがあるということは率直に認めた方がいいと思ふんですね。これは事実だと思ふので、これを認めないと、この総理の説明というのは非常に理解が難しく、誤解を生じる可能性があるんじゃないかと思ふんですね。いかがでしょうか。

○高橋政府参考人 マクロ経済スライドの趣旨でございませけれども、将来世代の負担が過重なものとなることを避けつつ、将来世代の給付を確保する、そのために不可欠なものでございまして、財政の均衡を考慮せずに、単にマクロ経済スライドがなかりせばという、こういう数字との比較をするというのは困難ではないかと考えてござい

ます。

年金受給者の購買力をあらわすものとしては、物価上昇分を割り戻した実質価格で見るのが適切だと思つてございまして、財政検証の試算では、基礎年金額はおおむね横ばいで推移するということになってございます。

○白石委員 局長のおっしゃる前提は、名目の賃金上昇率の方が物価上昇率よりも高いということ

を前提としているわけですね。どれぐらい高いかというところ、1%ぐらいは高い、マクロ経済スライドの1%程度は高いということをお前提としているからそういうことが言えるわけです。年金の裁定金額というのは、つまり、一番最初に支払われる金額というのは、賃金上昇率によつて変動するのに対して物価で割り戻すわけですから、大体同じぐらいの金額になるということなんですから、大体同じ私はずもこの前提がもう崩れているんじゃないかと思ふんです。

と申しますのは、今まで賃金上昇率が物価上昇率よりも高いというのは、これは成長していた時代ですよ。労働力人口の中で若い人の割合が非常に多い、若い人というのは毎年毎年賃金为名目で上がつていく、そこを加平均したら物価上昇率よりも名目の賃金上昇率の方が高かった。財政検証でもずっとそれを使っているんですね。今からどうかということ、高齢者にどんどん働いてもらいましょ。高齢者が働いても賃金というのは上昇しません。大体定額です。専業主婦だった女性にも働きに行つてもらつて被用者保険に入つてもらいましょ、これも、理想は賃金がどんど

ん上がるということなんですから、なかなか上がらないというのが現実でしょう。

そういうことを考えたら、物価上昇率と賃金上昇率というのはほぼ同じという前提で物事を考えるべきじゃないでしょうか。局長、いかがでしょうか。

○盛山委員長 時間となつております。簡潔な答弁をお願いします。

○高橋政府参考人 今回の財政検証、経済前提は専門家の会議できちつと議論して決めたものでございます。

経済前提における実質賃金につきましては、我が国全体の実質経済成長率の見通しから得られる就業者一人当たりの実質経済成長率、これに基づきまして、長期的には、就業者一人当たりの実質経済成長率、すなわち労働生産性の向上が実質賃金上昇率に結びつく、そういった考え方でございます。

専門委員会の報告書でも、近年は労働分配率の低下によりまして実質経済成長率が実質賃金の上昇に結びついていないということが起きているわけでございますけれども、こういったことが将来にわたりずっと継続するということは、そういう仮定を置くことは必ずしも適切でないというふう

に書かれてございます。こうした議論を踏まえますと、長期的には生産性の向上に伴つて実質賃金が増えるという設定は妥当であると考えてございます。

○白石委員 コロナ後のことも考えて前提を置いていただきたいと思います。



まだまだ質問はありましたが、これで終わります。ありがとうございます。